

この調査の背景（主旨）について

個別障害支援事業所からこの調査（下記）の背景等について質問がありました。以前にも高齢社会課の方で『若年性認知症』の方の困り感を受けて調査を行っており、また今回の調査があったものです。

『若年性認知症』に対しては、介護保険で40歳以上であれば対象ですが、39歳以下の方は、障害者手帳及び医療の給付等精神障害者施策の適用となっています。そのことから個別障害支援サービス事業所（介護保険事業所も含む）に向けて調査がされております。

地域活動支援センターは調査対象外のようにですが、39歳以下の『若年性認知症』の困り感等を個別障害支援事業所だけでなくご理解くださいますようお願いさせていただきます。

*念のために

障害者支援法以前には、地域作業所において初期の認知症の方を受入れていた事業所があったこともお知らせいたします。
(県障作連事務局)

平成26年6月26日

障害支援サービス事業所 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部高齢社会課長

(公印省略)

若年性認知症に係る調査について（依頼）

本県の高齢福祉施策の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成23年度に実施した「若年性認知症実態調査結果」の結果を基に、本県における若年性認知症の取組みについて検討を重ねてまいりました。

今年度は、若年性認知症の支援に活用できる社会資源を把握するため関係機関への調査を実施し、相談窓口での対応の充実に活用していきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ、大変恐縮ですが、別紙に必要事項を記入の上、7月31日（木）までにメールに添付、またはファクシミリで、送付していただきますよう御理解御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

高齢福祉グループ 彦根

TEL 045-210-1111 内線4847

FAX 045-210-8874 メール anshinkaigo@pref.kanagawa.jp